

## 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A（一部訂正）

平成 29 年 5 月 15 日付公表させていただきました「株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A」につきまして、誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。なお、修正箇所は A 9 の赤字部分です。

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更（減少）及びこれらに伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

つきましては、本件に関する Q&A をご用意させていただきましたので、ご参考としてください。

**Q 1 株式併合とはどのようなことですか。**

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

**Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A 2 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

**Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。**

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日を効力発生日として当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするため、5 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

**Q 4 受け取る配当金額はどうなりますか。**

A 4 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 5 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生日（本年 10 月 1 日）後に、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。

具体的には、株式併合後の平成 30 年 3 月期の期末配当予想は以下のとおりとさせていただく予定です。

ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

平成 30 年 3 月期 1 株当たり期末配当予想 40 円 00 銭（記念配当 10 円 00 銭を含む）

なお、平成 30 年 3 月期第 2 四半期末を基準とする中間配当金につきましては、配当基準日が平成 29 年 9 月 30 日でありますので、株式併合の影響を受けず、5 円とさせていただく予定です。

**Q 5 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。**

A 5 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。**

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,053株	1個	210株	2個	0.6株
例③	500株	なし	100株	1個	なし
例④	127株	なし	25株	なし	0.4株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 7 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。**

A 8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？**

A 9 次のとおり予定しております。

定時株主総会決議日	平成29年6月27日（予定）
100株株単位での売買開始日	平成29年9月 <del>27</del> 28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株主様へ株式併合割当通知発送	平成29年11月上旬（予定）
端数処分代金の支払開始	平成29年12月（予定）

Q10 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A10 特に必要なお手続はございません。

**【お問合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上